

【事案Ⅵ－5】自然災害共済金請求

・平成 30 年 11 月 14 日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は、暴風雨の中、被害防止作業中に転倒し腰と股を強打し、その後、下肢骨折と右大腿骨頭壊死・右変形性股関節症と診断され、人工関節置換術の手術を実施したため、火災共済の傷害共済金請求を行ったところ、入院共済金は支払われたが、後遺障害共済金は支払否とされた判断を不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人が十分な調査もせず、非該当としているのは適正に欠いた判断である。次の後遺障害共済金の支払を求める。

- (1) 約款・事業規約の第 3 級「神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており極めて単純で軽易な労務のほかにつくことはできないもの」に相当するとの判断を求める。
- (2) 約款・事業規約の第 5 級「1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの」にも重複して相当するとの判断を求める。

2. 申立ての理由

平成 30 年 3 月に暴風雨の中、被害防止作業中に転倒し腰と股を強打し、右大腿骨頭壊死・右変形性股関節症と診断され、5 月に人工関節置換術の手術を実施した。

被申立人に対して共済金請求を行ったが、手術入院に対する傷害共済金 30 万円は支払適用とされたが、後遺障害共済金については支払否の回答があった。

<共済団体の主張>

申立人が主張する傷害の発生原因に疑義があり、原因は疾病と考える。

事実確認を争うことから、被申立人らは、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定である

<裁定の概要>

訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第 10 条第 2 項第三号（裁定手続規則第 16 条第三号）に基づき、裁定申立てを不受理とし、裁定の審議を行わない方針を確認した。その後、被申立人より訴訟係属証明の提出を受け、裁定申立てを不受理とした。